

## 熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成27年2月27日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館 審議会室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長 澤田委員 孫委員 立石委員 浪本委員

実施機関 熊本県総務部市町村行政課 瀧上課長補佐 小川主事

同 企画振興部交通政策課 内村主幹 野尻主任主事

熊本県教育委員会教育政策課 守屋課長補佐

同 学校人事課 堀参事

同 社会教育課 松本課長補佐 佐藤主幹

同 天草高等学校 富田事務主査

事務局 県政情報文書課 本田課長 新納審議員 永田主幹 山富主事

情報企画課 島田情報企画監 有働主事

※ 取材、傍聴者なし

4 議事等

(1) 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取  
(防犯カメラ等による個人情報の収集)

(2) 条例第9条第2項第2号のオンライン結合による個人情報の提供についての意見の聴取  
(教員免許管理システムによる個人情報の提供)

(3) 条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の聴取  
(住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)

(4) 既に審議会答申を受けた防犯カメラの運用状況について

(5) その他

5 審議内容

会 長

それでは、本日の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、資料の確認からさせていただきます。

〈資料確認〉

本日は、5件の案件について御審議をお願いすることとなります。

一点目に、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号に規定する例外的に本人以外から個人情報を収集する事項として、「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」

について、知事及び教育委員会から3件諮問がなされています。

二点目に、条例第9条第2項第2号に規定するオンライン結合により例外的に個人情報を提供する事項として、「教員免許管理システムにより個人情報を提供する事務」について、教育委員会から1件諮問がなされています。

三点目に、条例第35条第2項第2号に規定する特定個人情報保護評価に係る評価書に意見を述べる事項として、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」について、知事から1件諮問がなされています。

その後、報告事項として、これまでに審議会答申をうけた防犯カメラの運用状況を事務局より御報告させていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、議事に移ります。

まず、知事及び教育委員会から諮問があった「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」について審議を行います。

審議に先立ち、条例第7条第3項第8号より例外的に本人以外から個人情報を収集する場合の考え方について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料により説明させていただきます。

〈個人情報保護条例解釈運用基準により概要説明〉

会 長

今、事務局から御説明いただいた条例第7条第3項第8号に規定する本人以外から個人情報を収集する事務として、資料1の表紙にあるとおり、3件の諮問がなされているわけですが、まず、事務局からの説明を受けて、何か御意見、御質問等ございますか。

各委員

(意見なし)

会 長

では、まず、諮問案件について、実施機関から具体的に説明をいただくこととします。交通政策課から説明をお願いいたします。

交通政策課

〈資料1の3Pから9Pにより説明〉

会 長

ただ今の説明を受けて、御質問等はございますか。

会 長

私の方から一点だけ。設置予定のカメラは一台であり、不審者等が侵入した場合のための設置ということですが、9Pの図面にあるように、入口付近に一台のみの設置で十分なのでしょうか。

交通政策課

ある程度の広さのある敷地ですが、建物等もなく、入口付近から駐機場全体を撮影できることを確認済みです。

会 長

他に何かございますか。

立石委員

画像の閲覧についてですが、要項案に「異常を認知した場合」とある異常とは、具体的にどういうことでしょうか。

交通政策課 昨年6月に発生したような、例えば小型機にいたずらがされたという申告が所有者から寄せられた場合を想定しています。

立石委員 申告等がなければ、日常的には画像は録画するのみ、ということでしょうか。

交通政策課 そうでございます。撮影した画像は、ひと月保存し、その後は上書き録画していくこととなります。

立石委員 今までに発生した事案は、昨年6月のもののみですか。

交通政策課 申告がなされたものは、その1件のみとなります。

孫委員 「特定の個人を識別できる画像」とは、どの程度の画像ですか。顔などもきちんと映りますか。

交通政策課 一般的な防犯カメラと同等の性能となります。撮影する範囲が駐機場全体ととても広いため、遠くにいる人物の顔が小さくしか映らないという事態も想定されますが、ゲート付近に設置することにより、そこを通過する人物については、識別可能な画像が撮影できると考えております。

会 長 「防犯カメラ作動中」という表示板を設置するとありますが、どこに設置する予定ですか。

交通政策課 カメラを設置するために立てるポールの下に、20センチ程度の看板を設置することを予定しております。犯罪の抑止効果も狙いたいと考えております。

会 長 設置予定場所は、県有地ですか。

交通政策課 そうでございます。

会 長 それでは、交通政策課から諮問があった防犯カメラを設置する件については、適当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは、「適当」と判断することといたします。実施機関の方は退出されて結構です。

(交通政策課職員退出)

会 長 続いて、教育委員会から説明をお願いいたします。

教育政策課 <資料1の11Pから39Pにより説明>

会 長 今、教育委員会から説明がありましたが、2件の案件について、それぞれ質問等ございますか。

会 長 カメラの設置位置及び台数は、具体的に現地で検証を行ったものですか。

社会教育課 県立青少年教育施設については、宿泊棟の周辺を中心に配置しております。設置場所については、警備会社及び地元の警察等と協議の上、このように予定しております。

天草高校 天草高校の女子寮については、寮の周りはフェンスで覆われており、撮影予定箇所のみ門がございます。また、夜間は、機械警備等はないものの、生徒の就寝時間以降は建物の周りに赤外線センサーを張り巡らせており、何者かの侵入があればすぐに発動する仕組みとなっております。台数については、ゲート付近の一台のみで十分カバーできると考えております。

また、今回は警備会社からリースしているカメラ一台、もともとは別の場所にあった第二女子寮に設置していたカメラを移設する予定ですが、この第二女子寮は現在男子寮となっており、女子寮の方がよりカメラ設置の必要性が高いと考えるため、今回移設を予定しているものです。

会 長 天草高校女子寮のカメラは、24時間録画ですか。

天草高校 そうでございます。録画した画像については、従前どおり、施錠したボックスで管理する予定です。

澤田委員 県立青少年教育施設について、あしきた青少年の家は指定管理者により事前に設置ということですが、その他の3施設についても、指定管理者制度をとっているのですか。また、今回あしきた青少年の家も含めた形で要項案を定めていますが、今後一括して同じ要項によって運用していくということでしょうか。

社会教育課 青少年施設は4施設あるが、一括して同じ指定管理に出しております。

また、要項については、事案発生を受けて、あしきた青少年の家については指定管理者により事前にカメラを設置したところですが、そのカメラについては、重要な備品でもあり、将来的には県に無償で提供されることとなっております。その他の3施設についても、児童生徒が多く利用する施設であり、保護者等からも安全管理について強い要望があっていることから、今回設置を要望することとなりました。したがって、要項については、一括して県で定めて管理をしていくことといたしました。

会 長 他に質問等ございますか。

立石委員 女子寮ですが、資料の平面図だと少し分かりづらいのですが、写真で見ると、この門扉がある付近に設置をするということでしょうか。

天草高校 四番目の、右下の写真でちょうど正面に見えるのが、女子寮の入口の玄関でございます。この玄関から、門の方に向かって、カメラを設置する予定です。この写真とはカメラの視点が逆方向になるような形となります。

立石委員 入ってくる人を撮影するような形ですか。

天草高校 そうでございます。

浪本委員 今のところに絡む質問となりますが、カメラの設置は玄関の一台のみということですが、37ページの地図を見ると、裏の方からも人が入れるのではないかと思うのですが。裏門等への設置の必要性はないのですか。

天草高校 資料にうまく写っておりませんが、寮の周りは全てゲートで覆われるような形となっており、門以外の場所からは侵入できないようになっております。

浪本委員 入口からしか、通常出入りはないと。

天草高校 そうでございます。生徒もここからしか出入りできません。

会 長 他に御質問等ございますか。

各委員 (質問等なし)

会 長 それでは、教育委員会から諮問のなされた2件について、適当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (意見等なし)

会 長 では、適当と判断することといたします。実施機関の方は退出されて結構です。

(社会教育課、天草高校職員退出)

会 長 続いて、教育委員会から諮問があった「教員免許管理システムにより個人情報を提供する事務」について審議を行います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料により説明させていただきます。

<個人情報保護条例解釈運用基準により概要説明>

会 長 今回の事務局からの説明について、質問等ございますか。

各委員 (質問等なし)

会 長 今回の諮問に係るのは、閉鎖型ということでよろしいですか。

事務局 そうでございます。

会 長 では、実施機関からの説明をお願いいたします。

教育政策課 <資料2により説明>

会 長	ただいまの説明について、御質問等ございますか。
澤田委員	今回の諮問は、今まで非公開としていた項目を公開としてよいか、という内容であるという理解でよろしいでしょうか。
学校人事課	そうでございます。
澤田委員	もともとデータの提供自体は行っていたけれども、提供する項目は各都道府県でばらつきがあり、それを今回全国一律で統一するため、非公開としていた項目を公開としようとするもの、ということですか。
学校人事課	そうでございます。
会 長	今回の案件は、先ほど事務局からの説明であったオンライン結合の中でも閉鎖型ということであり、特定の相手方に対し提供を行うものですが、この場合、特定の相手方とは具体的にどこになりますか。
学校人事課	各都道府県教育委員会となります。
立石委員	ということは、先生方の他県への異動に係る提供ということですか。それとは関係がないのでしょうか。
学校人事課	各都道府県教育委員会が保有している免許状の情報が、東京都にあるおおもとのサーバーに一元化されており、それにアクセス可能、というシステムでございます。
立石委員	こちらの一覧（資料2、9ページ）の項目が、現在非公開であると。
学校人事課	そうでございます。他県では公開としている部分でもあります。
立石委員	今まで公開としていた項目はどのようなものですか。（非公開とされている項目は）基本的な項目ばかりのような気がいたしますが。
学校人事課	氏名、生年月日、いつ免許状を授与したか、中高の免許状ではどの教科の免許状であるか、本籍地等は公開としておりました。 今まで非公開としていたのは、どの都道府県でいつ免許更新を行ったのかというような情報であり、そういった情報を公開してよろしいかという諮問となります。
会 長	他の都道府県も、熊本県から同様の求めがあれば情報を提供するということですか。
学校人事課	相互利用となっており、例えば、東京都で免許を取得し、熊本県で働いている教員については、熊本県で手続を行う必要があります、その際に東京都が保有する情報を提供してもらう必要があります。それが全国で行われているということになります。
会 長	情報の共有化ということですか。
学校人事課	そうでございます。

会 長 他に御質問等ございますか。

各委員 (質問等なし)

会 長 それでは、諮問案件について、適当であると判断してよろしいでしょうか。

各委員 (意見等なし)

会 長 では、適当と判断します。

(教育政策課、学校人事課職員退出)

会 長 続いて、本日3つめの議事、条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の聴取について、まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局 説明させていただきます。前回審議会でも御説明させていただきましたが、番号法施行に伴い、番号法及び委員会規則において、都道府県が全項目評価を実施するにあたっては、第三者の意見を聴くこととされております。本県においては、12月の個人情報保護条例の改正により、当審議会の所掌事務に第三者点検を追加し、こちらの審議会で審議することとなりました。

本日は、知事から「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に係る全項目評価書(案)について、第三者の意見を聴くということで諮問がなされております。以上でございます。

会 長 ただいまの事務局説明について、質問等ございますか。

(質問等なし)

会 長 それでは審議に移りますが、その前に、審議の進め方について、事務局から提案があるようですので、説明をお願いいたします。

事務局 審議の進め方についてですが、本日は資料3-2として、特定個人情報保護委員会が示している審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項を基に事務局が作成したチェックリストをお配りしております。評価書の記載項目も大変多いため、項目毎に実施機関からの説明を受け、チェックリストを参考にいただきながら、審議を進めていくという方法を提案させていただきたいと思っております。

また、時間内に審議が及ばなかった項目については、日程調整の上、再度審議会を開催し、そちらで議論していただくことを想定しております。

会 長 今回の事務局からの提案どおり、審議を進めることとしてよろしいでしょうか。

各委員 (意見等なし)

会 長 それでは、そのように進めてまいります。

まず、表紙については全体的な事項ですので、最後に検討することとして、資料3-1の4ページ、「I基本情報」について、実施機関から説明をお願いいたします。

市町村行政課

資料により説明させていただきます。

(住民基本台帳ネットワークシステムの概要、資料3-1「I基本情報」説明)

会 長

今の実施機関からの説明について、御質問等ございますか。

各委員

(質問等なし)

会 長

それでは、ここでチェックリストの考え方について、事務局から御説明いただきたいと思えます。

事務局

資料3-2により説明させていただきます。

(チェックリスト概要説明)

会 長

今の事務局説明によると、主に審議を行うのは「確認」とされて項目ということでした。その他項目についても、質問疑問等あれば、適宜御意見いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

各委員

(質問等なし)

会 長

それでは、「I基本情報」の記載については、問題なしとしてよろしいでしょうか。

各委員

(意見等なし)

会 長

では、当該項目の記載については、適当であると判断いたします。つづいて、「II特定個人情報ファイルの概要」について、実施機関より説明をお願いいたします。

市町村行政課

(資料3-1「II特定個人情報ファイルの概要」説明)

会 長

今の実施機関からの説明の中に、浪本委員からの事前質問に対する回答ということで御説明がありましたが、よろしいでしょうか。また、他に御質問等ございますか。

各委員

(意見、質問等なし)

会 長

今説明された項目に対応するチェックリストを確認します。資料3-1の欄外に手書きで記されている数字が、資料3-2チェックリストの項目の数字に対応しており、また、主に「確認」とされた項目について審議を行うということですが、今回は資料3-1の11ページの記載に対応する、チェックリスト19の項目が「確認」とされています。この部分について、御質問等ございますか。

澤田委員

確認させていただいてよろしいでしょうか。資料3-2の4ページの「確認」とされた項目の確認を要する事項欄に、例えば19番の場合は提供先2のところ「承認済み



以外の方法による提供の必要性について」とあり、承認済み以外の方法がフラッシュメモリと紙とありますが、その承認済み以外の方法で提供してもよいか、という判断を我々は求められているということでしょうか。

事務局 そうでございます。全項目評価書(案)に赤字で記載されている内容については、J-LISの記載要領に沿って記載された部分であり、国の特定個人情報保護委員会においても既に審議がされている事項となります。その他の黒字の記載については、本県の状況に応じて記載された部分となり、国の委員会等で審議がなされたものではないため、御審議をお願いしたいという状況です。例示させていただくと、19番の提供先2⑥提供方法について、先ほどの実施機関説明の中でフラッシュメモリによる提供の予定はないということでしたが、残りの紙による提供については、こういった場面に用いる必要があるのか等説明を求める必要があり、御審議いただくこととなると考えました。

併せて、移転先、20番についてもフラッシュメモリと紙という移転方法が予定されていますが、これについても、その必要性等御審議いただければと考えるところです。

会長 19番の提供先2については、フラッシュメモリによる提供は行わず、20番の移転方法については、記載どおりフラッシュメモリによる移転を行う予定であるということによろしいですか。

市町村行政課 そうでございます。

澤田委員 改めて確認ですが、赤字で記載されている部分は全国一律で決まっている部分であり、他で妥当性が審議されているということですが、黒字で記載されている部分については、熊本県独自のやり方であるため、ここでその妥当性について改めて確認する必要がある、ということによろしいですか。

事務局 そうでございます。

しかし、赤字の記載についても、同じような内容で片方は二つ記載があり、もう片方は一つしか記載されていない等、確認を要すると考えられるものがあり、そのような項目については、赤字だけでも「確認」としております。事務局ではそのように整理しております。

澤田委員 例えば、11ページの提供先2の紙で提供という方法について、どのようなケースが考えられますか。

市町村行政課 基本的には、紙によって提供するということは考えられませんが、想定されるケースとして、紙による提供を行うこともなきにしもあらずということで、記載しております。基本的には、端末上でシステムにより提供することとなります。

会長 可能性があるかもしれないという前提での記載ということですか。

市町村行政課 そうでございます。

澤田委員 そうであれば、私の意見ではありますが、システムならば許可された者のみが扱うこととなりますが、紙であれば容易に持ち運びが可能であり紛失のおそれもあることから、十分な措置をとる必要があると考えます。

会 長 紙による提供の必要性があったとして、その漏えいや紛失のリスクについては、どうですか。

市町村行政課 紙による提供は、各所属の端末にプリンタが接続されており、その故障の際に、市町村行政課にある端末から打ち出したものを提供するという場合が想定されますが、そういった場合しか紙による提供は行わず、基本的に外部への持出しは行わない、認めないこととするよう考えており、そのようなリスクは極めて低いと考えております。

会 長 外部での紛失等の想定は杞憂というか、少し心配しすぎということでしょうか。

市町村行政課 そう考えます。

孫委員 リスクがあるのならば、記述の変更も考えた方がよいのではないのでしょうか。

会 長 危険性がある以上は、実施機関からの説明では外部への持出しは想定されないということですが、万が一のことも考えると、リスクはあるということでしょうか。澤田委員がおっしゃったような、やむを得ず外部に持ち出す場合は、それなりの対策の必要があると。澤田委員も同様の御意見ということでしょうか。

澤田委員 そうでございます。

市町村行政課 対応について、検討いたします。

孫委員 移転先についても同様で、実施機関内部におけるフラッシュメモリや紙による移転を記載していますが、やはり紛失等のおそれがあります。そこで、これから審議を行う「皿リスク対策」の項目で、これらリスクに対する記載があるかを確認し、その記載がなければ、こちらに変更等した方がよいかもしれません。

澤田委員 そちらの説明を先にお聞きした方がよいかもしれません。

会 長 今、澤田委員と孫委員がおっしゃったリスク対策については、これから説明がありますか。

事務局 事情を申し上げますと、時間の関係上、評価書全体を本日御審議いただくのは難しいと思います。今議論となっている部分のリスク対策について記載されているのは、資料3-1の17ページになり、こちらで御審議いただくこととなりますが、本日の審議でここまで至るかは分からないという状況でございます。

会 長 せっかく御意見をいただいたところであるため、本日議論に至らずとも、念頭に置いておくため、記録として残しておいていただけますか。

事務局 承知しました。

会 長 それでは、先ほど御意見いただいた点については、リスク対策の記載を確認後、改めて審議することとします。

これ以外に、何か御意見等ございますか。

孫委員

一点よろしいでしょうか。委託についてですが、委託先である機構はこれまで過去10年漏えい等事案を発生させたことがないと説明があり、安全管理のための対策も十分とられていることと思います。しかし最近では、世の中の情報連携も進み、ほぼ毎日のように漏えい等事案発生ニュースが流れてきています。この委託先が今までは安全であっても、これから、いつ漏えい等の事案が発生したとしても不思議ではありません。プログラムを作成している従業員が悪意を持って情報を持ち出す可能性もあります。表に出ていないだけかもしれません。もしそのような事案が発生した場合、委託する側とされる側、それぞれに対してどのような法律的措置があるのかお聞きしたいと思います。前回審議会以降、評価書(案)を読んできましたが、そのような記載がなかったと思われるため。

会 長

趣旨から外れているかもしれませんが、公務員には守秘義務があり、職務上知り得た秘密を漏らした場合には、公務員法に基づき処罰されることとなると思われませんが、どうでしょうか。

市町村行政課

委託先については、先ほども御説明したように、基本的には本人確認情報を取り扱う業務を委託しないため、漏えい等の危険性はないものと考えます。また、契約書上、個人情報取り扱いについては厳しく定めており、契約書上担保されているものと考えております。

立石委員

孫委員がおっしゃるのは、善意による契約が破られなければそのようなリスクはないが、えてしてそのようにして事案は発生するものであるということだと思います。しかし今、評価書の内容に係る個別の確認すべき事項について審議をしている中で、その問題はもっと全体的なものであり、ここで議論するのは、少し難しい問題なのではないかと思えます。

事務局

補足させていただきたいと思えます。特定個人情報の取扱いについて、まず公務員については、先ほど会長が述べられたとおり守秘義務というものが課せられております。また、委託に係る問題が議論となっていますが、番号法9条及び10条をご覧くださいと思います。9条には地方公共団体も含めた、利用する機関における義務があり、当該義務の中に、「個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者も同様とする」とあり、委託先についても、委託側の公務員と同等の義務を負うこととされております。また10条において、再委託先に関する規定がありますが、再委託先においても同様の義務を負うよう規定されております。

また、適正利用については罰則も定められております。法第67条において、個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく業務で取り扱った特定個人情報ファイルを提供したときは、懲役若しくは罰金に処すとされており、担保されているといえます。

併せて、今お配りした「個人情報取扱事務委託基準」をご覧くださいと思います。これは条例に基づくものですが、委託相手方に対し、県として委託基準を定めており、委託に際しては、特記事項を定め、その契約上の遵守を求めるとしております。県からの個人情報取扱事務の委託に関しては、これを必ず定めるよう当課から指導しているところです。

会 長 特記事項については契約上の問題であり、破られれば損害等を問われることとなり、また、先ほど法律を確認したところでは、刑事罰も定められており、二重三重の防護策が講じられていると理解してよろしいでしょうか。

事務局 そう考えます。

会 長 残り時間も少なくなったため、本日の審議はここまでとし、次回はリスク対策の項目から改めて審議を行うこととします。  
それでは、本日の議事については、以上で終了とします。  
事務局から何か連絡等ございますか。

事務局 次回の審議会の日程調整についてよろしいでしょうか。  
(日程調整)  
それでは、次回の日程は、3月25日(水)10:00からを予定させていただきます。  
御欠席予定の委員の方からは、事前に御意見等を伺い、当日の審議会でお伝えさせていただきます。

また、報告事項として、既に答申をうけている防犯カメラの運用状況について御報告させていただきます。  
(資料4により報告)

資料5については、平成25年度の個人情報保護制度運用状況である。各自御確認いただきたいと思えます。

会 長 それでは、本日の審議会は、これをもって終了します。